

湯浅町住み込み労働者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金

湯浅町外から当町へ一時的に住み込みで働く方に対する 新型コロナウイルス感染症PCR検査費用の一部を助成します。

湯浅町内の事業者が、一時的な労働力を確保するために町外から湯浅町へ住み込みで労働する方を雇用する際、就労前に新型コロナウイルスPCR検査を医療機関において実施する検査費用を助成することで、感染症のリスク管理を支援します。

対 象 者

- ①湯浅町内に事業所を有し、事業を営んでいる個人事業者、および湯浅町内に本社を有する法人
- ②湯浅町内で住み込みの労働者を雇用する方
- ③住み込みの労働者がPCR検査を受ける前に、同意書(様式第1号)を提出できる方

対 象 費 用

医療機関において実施するPCR検査を住み込み労働者に受けさせたときにかかる費用

助 成 金 額

- ・1回の検査にかかる費用の3分の2以内の額とします。
- ・限度額は住み込み労働者1人につき1回16,000円です。

対 象 期 間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

申請必要書類

【PCR検査を受ける前に提出】

- ・同意書(様式第1号)

【PCR検査を受けた後に提出】

- ・申請書 兼 実績報告書(様式第2号)
- ・就労期間確認書(様式第3号)
- ・検査結果の分かる書類
- ・事業所所在地が分かる書類
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・湯浅町の納税証明書

※各様式につきましては、湯浅町公式ホームページでダウンロードするか、
産業建設課産業係またはふるさと振興課商工観光係でお受け取りください。

注 意 事 項

- ・申請書等の提出書類につきましては、窓口へ直接持参してください。郵送での申請は受付していません。
- ・書類や申請内容を審査し疑義が生じた場合、助成金を交付できない場合があります。

受付・問合せ

湯浅町役場産業建設課産業係(18番窓口)

TEL:0737-64-1124(直通)

FAX:0737-63-4150

E-mail:sangyou2@town.yuasa.lg.jp